

○財務省告示第百二十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十七年三月十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年四月七日

財務大臣 麻生 太郎

| 一 名称及び記 号 | 二 発行の根拠 | 三 振替法の適 用等 | 四 発行方法 |
|--|------------|------------------|-----------|
| 利付国庫債券（二十年）（第百二 十一回、第百二十四回、第百二 十六回、第百二十八回、第百三 十四回、第百三十八回、第百四 十一回、第百四十九回及び第百 五十回）、利付国庫債券（三十年） （第十回、第十一回、第十四回、 第十八回、第十九回、第二十回、 第二十六回、第二十七回、第三 十回、第三十一回、第三十二回、 第三十四回、第三十五回、第三 十六回、第三十七回、第三十九 回、第四十回、第四十一回及び 第四十二回）及び利付国庫債券 （四十年）（第一回、第四回及び 第六回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す | | | |

| | | | | | | | | | |
|--------|--------|----------------------------|------------------|-------------|------------------|----------------------------|------------------|-------------|---------------------------------|
| 十 三 | 十 二 | の 経 過 利 子 率 | 十 一 | 十 一 | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 |
| | | | 発 行 価 格 | 発 行 日 | 振 替 単 位 | 額 最 低 額 面 金 | 払 込 金 額 | 発 行 額 | 募 入 決 定 の 方 法 |

る。利回りに応じた者が加算する。入札による発行の利率の差は、各申し込みの利率の差は、さ。い。も。の。か。ら。そ。の。応。募。額。を。順。次。割。り。当。て。る。の。二。千。九。百。九。十。五。億。円。額。内。三。百。九。十。億。九。千。九。百。二。十。万。円。

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。成十七年三月十二日発行の対象国債のごとく、算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり)は、募入決定の通知を受けた者は、式に、日、に、よ、り、算、出、し、た、金、額、を、払、込、す。各、期、に、行、う、各、種、の、債、権、の、面、積、の、前、十、日、に、支、払、す、る、支、払、期、は、() / 365

| 名称及び記号 | 利率（年） | 償還期限 | 発行金額 |
|---|-------|------------|--------|
| （利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （一） （八） | 一・五% | 平成六年四月二十四日 | 五億円 |
| （利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （一） （四） | 一・八% | 平成三年四月二十四日 | 三十億円 |
| （利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （一） （八） | 一・九% | 平成六年四月二十三日 | 五十億円 |
| （利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （一） （六） | 二・〇% | 平成三年四月二十三日 | 百十二億円 |
| （利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （一） （四） | 二・〇% | 平成十年四月二十二日 | 九十五億円 |
| （利付） （第二回） （二十年） （庫） （債） （券） （一） （一） | 一・九% | 平成九年四月二十二日 | 百九十五億円 |

（別表）

十八 元利金支
十九 払場所
二十 入札参加者
二十 払込期日

平成二十七年三月十二日

財務大臣から通知を受けた者

月十日午前九時以前に訂正され
た場合には、訂正後の当該単利
（利回り）とする。
日本銀行

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| （（利 第三付 三十年 一）回 券） | （（利 第三付 三十年 一）回 券） | （（利 第三付 二十年 七）回 券） | （（利 第三付 二十年 六）回 券） | （（利 第三付 二十年 回）回 券） | （（利 第三付 二十年 回）回 券） | （（利 第三付 二十年 回）回 券） | （（利 第三付 二十年 回）回 券） | （（利 第三付 二十年 回）回 券） | （（利 第三付 二十年 回）回 券） | （（利 第三付 二十年 回）回 券） | （（利 第三付 二十年 回）回 券） | （（利 第三付 二十年 回）回 券） | （（利 第三付 二十年 回）回 券） |
| 二 ・ 二 % | 二 ・ 三 % | 二 ・ 五 % | 二 ・ 四 % | 二 ・ 五 % | 二 ・ 三 % | 二 ・ 三 % | 二 ・ 四 % | 一 ・ 七 % | 一 ・ 一 % | 一 ・ 四 % | 一 ・ 五 % | 一 ・ 七 % | 一 ・ 七 % |
| 日年平 九成 月五 二十一 | 日年平 三成 月五 二十一 | 日年平 九成 月四 二十九 | 日年平 三成 月四 二十九 | 日年平 九成 月四 二十七 | 日年平 六成 月四 二十七 | 日年平 三成 月四 二十七 | 日年平 三成 月四 二十六 | 日年平 六成 月四 二十五 | 日年平 三成 月四 二十五 | 日年平 九成 月四 二十六 | 日年平 六成 月四 二十六 | 十年平 日十成 二月 二十四 | 十年平 日十成 二月 二十四 |
| 百 三十 億 円 | 二 億 円 | 三 十 五 億 円 | 五 十 億 円 | 円百 二十 三 億 | 八 億 円 | 四 十 億 円 | 円百 三十 五 億 | 二 十 九 億 円 | 五 十 億 円 | 百 十 一 億 円 | 百 億 円 | 十 五 億 円 | 十 五 億 円 |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------|----------------|--------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| （利付第四十回国庫債券） | （利付第四十回国庫債券） | （利付第三十回国庫債券） | （利付第三十回国庫債券） | （利付第三十回国庫債券） | （利付第三十回国庫債券） | （利付第三十回国庫債券） | （利付第三十回国庫債券） | （利付第三十回国庫債券） | （利付第三十回国庫債券） | （利付第三十回国庫債券） | （利付第三十回国庫債券） |
| 一・九% | 二・二% | 二・四% | 一・七% | 一・七% | 一・八% | 一・九% | 一・九% | 二・〇% | 二・〇% | 二・二% | 二・三% |
| 日年平三成 月六二十五 | 日年平三成 月六二十三 | 三平月成 二六十年 | 日年平三成 月五二十六 | 十年平日十成 二月二十五 | 日年平九成 月五二十五 | 日年平六成 月五二十五 | 日年平九成 月五二十四 | 日年平三成 月五二十四 | 日年平九成 月五二十三 | 日年平三成 月五二十三 | 日年平三成 月五二十二 |
| 七十五億円 | 億三百四十三 | 二十五億円 | 円百五十四億 | 億三百八十七 | 八十七億円 | 七十七億円 | 六十二億円 | 十億円 | 十億円 | 二十五億円 | 億四百二十五 |